平成２５年（フ）第２７９号
奈良県大和高田市大字市場540番地１　306号室、前住所奈良県大和高田市大字市場452番地30　光進住宅
債務者　大村　敬子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２９４号
愛知県岡崎市北野町字畔北34番地１　ノール・ド・ノアールＥＨ203、前住所岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣1909番地　ラベールエスポアＩ205号
債務者　田中　里香
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３５９号
愛知県豊田市四郷町山畑61番地　杉浦ハイツ203号
債務者　大川マリアこと　オオカワ　マリア
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２９４号
埼玉県熊谷市柿沼266番地17
債務者　茂垣スミエ
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第８３号
三重県伊勢市浦口４丁目22番３号、前住所神奈川県川崎市川崎区藤崎４丁目９番１―1305号
債務者　久保まり子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第２２２号
岡山県井原市西江原町900番地１
債務者　内山　弥久
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
長崎県長崎市三原２丁目７番７号　豊栄荘102号室
債務者　長岡　正史
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２００号
長崎県長崎市三原２丁目７番７号　豊栄荘102号室
債務者　長岡　和代（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２９号
名古屋市中川区丸米町１丁目106番地　カーサしのはら201号
債務者　白山　宏永
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８９号
高知市神田44番地８　第三コーポ谷内201号
債務者　西森　昌寛
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８４４号
東京都八王子市小比企町530番地サンコーポラス小比企７―101号
債務者　中村　晃
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６０１号
東京都小金井市貫井南町４丁目19番16号リバーサイドメゾン202
債務者　伊月　初美（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８８８号
東京都武蔵村山市神明４丁目54番地レオパレスヴァン107号
債務者　赤枝　君代
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２５年（フ）第７７号
千葉県市原市辰巳台東１丁目８番地74、開始決定時の住所千葉県市原市大厩1800番地387
破産者　猪澤　大輔
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２８９号
名古屋市中川区西中島１丁目511番地
破産者　株式会社中野工具製作所
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６０９号
岡山県赤磐市桜が丘西８丁目２番６号
破産者　中村　直樹
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３号
長野県上伊那郡飯島町飯島1114番地
破産者　合資会社小林肥料店
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所伊那支部